

短期給付のお知らせ



令和7年4月1日から「育児時短勤務手当金」と「育児休業支援手当金」が新設されましたので、お知らせします。

育児時短勤務手当金について

時短勤務時の収入減を補うものとして、育児時短勤務をした組合員の方に、新しい給付として「育児時短勤務手当金」が支給されます。

1 支給要件

組合員が2歳に満たない子を養育するため、令和7年4月1日以降に育児時短勤務を取得した場合。

2 対象期間

組合員が育児時短勤務を開始した日の属する月から当該時短勤務を終了した日の属する月まで。

ただし、育児時短勤務の初日から末日まで引き続いて組合員であり、かつ、育児休業手当金または介護休業手当金の支給を受けることができる休業をしなかった月に限りです。

3 支給額

減収後の報酬の最大10%を支給します。



育児休業支援手当金について

現行の育児休業手当金に上乗せする新しい給付として「育児休業支援手当金」が支給されます。

1 支給要件

令和7年4月1日以降の育児休業取得者のうち、下記の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合。

- (1) 組合員が対象期間内に育児休業等を取得した日数が通算して14日以上ある場合
- (2) 配偶者が対象期間内に配偶者育児休業等を取得した日数が通算して14日以上ある場合
ただし、下記のいずれかに該当する場合は上記の(1)の要件を満たすと支給します。
 - ① 配偶者のない者、子と法律上の親子関係がない配偶者等である場合
 - ② 配偶者が雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業に雇用される労働者でない場合
 - ③ 配偶者が労働基準法の規定による産後休業、国家公務員がする産後休暇をした場合
 - ④ 配偶者が子の出生後56日以内の期間において、配偶者が労使協定に基づき事業主から育児休業を拒まれた場合等

2 対象期間

- (1) 当該育児休業等に係る子について産後休業等をしなかった場合
出生日から起算して56日を経過する日の翌日までの期間
- (2) 当該育児休業等に係る子について産後休業等をした場合
下記の①～③の区分に応じた期間
 - ① 出産予定日に出生した場合
出生日から起算して112日を経過する日の翌日まで
 - ② 出産予定日前に出生した場合
出生日から起算して、出産予定日以後112日を経過する日の翌日まで
 - ③ 出産予定日後に出生した場合
出産予定日から起算して、出生日以後112日を経過する日の翌日まで



3 支給額

両親ともに通算14日以上育児休業を取得した場合に、28日分を上限として標準報酬日額の13%を支給します。

【注意事項】

請求方法、支給要件等の詳細は総務省から通知があり次第、所属所担当課を通じてお知らせします。